

Ⅲ 各課の事業概要

地域政策総務課

地籍調査の促進

個々の土地の現況についての基礎的情報の明確化を図るため、市町が国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、その所有者、地番、地目の調査並びに境界及び面積の測量等を行い、その結果に基づく地籍図及び地籍簿の作成を行っており、その取組を支援する。

【令和7年度事業計画】

実施予定市町	18 市町
実施予定面積	37.42 km ²

- (注) 1 実施予定市町には、街区境界調査のみを実施する府中町、海田町及び坂町、再調査のみを実施する大竹市を含む。
- 2 実施予定面積には、令和6年度からの繰越分を含み、再調査分は含まない。

【地籍調査実施状況】

(令和7年3月31日現在)

調査対象面積	調査完了面積	進捗率
7,935 km ²	4,303 km ²	54.2 %

- (注) 1 進捗率は、調査対象面積に対する調査完了面積の割合(%)である。
- 2 調査完了面積には、地籍調査以外の調査で、国土調査法第19条第5項により指定されたものを含む。

市 町 行 財 政 課

1 市町に対する総合的な支援

市町の行財政基盤の強化と自立を支援するため、財政状況や地域課題など様々な情報の収集・分析を行い、市町の現状に即した的確で効果的、かつ総合的な市町の支援を実施する。

また、各種会議や地域振興協議会の窓口機能等を通じて、主要な課題や横断的な課題等について市町と共有しつつ、縦割りではない総合的な視点から、市町の広域的・自主的な取組に対し、支援・助言及び関係局との調整を実施する。

2 市町の行政運営の強化

(1) 行政運営に対する助言

市町の組織や運営の合理化及び効率化並びに健全な行政運営に資するため、適切な助言及び情報提供を行うとともに、県・市町を通じた最適な行政サービスの構築に向けた取組を検討、実施していく。

また、必要に応じて行政運営に係る共通課題を検討する研究会を開催する。

【令和7年度の研究会実施計画】

経営改革研究会、人事管理研究会等

(2) 職員の人材確保・育成

平成14年に設立した「ひろしま自治人材開発機構」を活用して、県と市町が一体となって人材の確保・育成・交流を総合的に進めていく。

【令和7年度研修計画（市町職員分）】

区 分	内 容
一 般 研 修	初任研修、中堅職員研修、監督者研修等11講座
特 別 研 修	監督者セミナー、法制執務、説明力向上等32講座

(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを目的として、全国規模で本人確認を行うため、地方公共団体が共同で運営する住民基本台帳ネットワークシステムについて、セキュリティの確保に配慮するとともに、電子自治体の基盤として円滑に運用する。

また、市町の住民基本台帳事務のマイナンバー制度への対応について、必要な支援・助言を行う。

3 市町の財政健全化に向けた取組への支援

(1) 財政の健全化に向けた取組

市町財政の健全化を図るため、各市町の財政事情を把握し、課題解決に向けた適切な助言及び情報提供を行うとともに、財政力が弱く財政状況が特に厳しい市町については、公債費負担適正化計画の策定などについて必要な助言を行う。

また、地方財政制度や地方交付税制度について、市町の意見を的確に反映させるため、国に対して、施策提案や意見申出などを行う。

【令和7年度の取組】

区 分	概 要	対 象	実施時期
財政事情等調査	現状と課題把握のための実態調査及び課題解決策の検討	全 団 体 (政令市を除く)	5月～10月
市町当初予算編成等説明会	翌年度予算編成に係る注意事項や新たな制度についての説明	全 団 体 (政令市を除く)	1月
施策提案等	地方財政制度や地方交付税制度に係る財源確保や制度改善の提案や要望	国等	6月、11月
意見申出及び制度改正要望	地方交付税の算定方法についての申出等	国	9月、3月

(2) 地方公営企業の経営強化に向けた取組

地方公営企業について、経営の健全化と効率化を図るため、実地調査や実務研修等を行う。

【令和7年度の取組】

区 分	実 施 時 期
地方公営企業健全化助言（実地助言を含む）	随 時
地方公営企業実務研修会	随 時

(3) 地方交付税等の交付

市町の一般財源に大きなウェイトを占める地方交付税等の算定、資金交付事務を行う。

【令和7年度の交付時期】

区 分		交 付 時 期					
		4月	6月	9月	11月	12月	3月
地方交付税	普通交付税	○	○	○	○		
	特別交付税			○		○	○
地方特例交付金等		○		○			○
交通安全対策特別交付金				○			○
地方譲与税	地方揮発油譲与税		○		○		○
	自動車重量譲与税		○		○		○
	特別とん譲与税			○			○
	航空機燃料譲与税			○			○
	森林環境譲与税			○			○

【地方交付税額（23市町）の推移】

（単位：百万円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
普通交付税	188,172	186,238	217,150	211,888	223,816	244,486
特別交付税	19,882	19,408	22,380	22,420	22,391	23,567

（注） 1 特別交付税額は、震災復興特別交付税を含む。

(4) 地方債の同意・届出・許可

地方財政法その他の起債根拠法令及び地方債同意基準等の解釈、運用について市町に助言するとともに、地方債の同意・届出・許可を行う。

【令和7年度の実施時期】

区 分	実施時期
起債予定額照会・聴取	5月、12月、随時
起債の同意・届出・許可	8月、3月、随時

【起債の同意・届出・許可の状況】

（単位：百万円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計債等	106,904	120,607	97,330	103,723	80,374	82,528
うち辺地・過疎対策事業債	11,410	14,498	17,223	14,598	16,180	17,737
うち合併特例事業債	32,360	13,574	5,677	6,684	6,474	11,131
うち臨時財政対策債	21,656	22,486	30,256	10,991	5,833	2,963
うち災害復旧事業債	10,640	9,979	7,247	4,769	2,285	1,860
公営企業債	23,435	27,896	27,355	31,944	33,268	35,332
合 計	130,339	148,503	124,685	135,667	113,642	117,860

（注） 1 百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

4 事務・権限移譲の総合調整

これまでの権限移譲の成果と今後の取組を踏まえ、成果・効果の普及や移譲市町において円滑に事務が実施されるよう必要な支援、調整を行う。

(1) 市町への事務・権限移譲の総合調整

ア 事務・権限移譲の推進

各市町が地域的な特性などにより異なる住民のニーズや地域の課題に対応するため、市町の主体的な選択に基づき、県から市町への円滑な事務・権限移譲を推進する。

イ 移譲可能リストの調整

市町からの要望や各局からの提案を踏まえ、県から市町に移譲可能な事務・権限を提示するため、移譲可能リストを調整し、これにより市町の主体的な選択による事務・権限移譲を推進する。

ウ 特例条例等の改正

知事及び県教育委員会の権限に属する事務・権限を市町に移譲するための特例条例等を調整、改正する。

(2) 事務・権限移譲に伴う支援措置等

事務・権限移譲を円滑に推進し、移譲後の事務の適正な執行を確保するため、市町に対する助言、情報提供等を行うとともに、財源措置や人的支援を行う。

ア 移譲事務交付金

県から市町へ移譲する事務に要する経費について措置する。

イ 事務・権限移譲等に係る市町人材育成支援

移譲市町における円滑な事務の実施を支援するため、研修や県職員の派遣等を行う。

ウ 県・市町を通じた最適な行政サービスの構築

移譲事務のうち特に専門性の高い4事務（大規模小売店舗立地法事務、社会福祉法人の監査事務、生活衛生事務、公害防止事務）について、市町間連携や県による補完・支援の取組を行う。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、効率的かつ効果的な行政サービスを提供するため、市町のニーズを踏まえ、4分野（医療・介護・福祉、水道事業、土木・建築、物品調達）等について、県・市町を通じた行政サービスの最適化に向けた取組を推進する。

(3) 事務・権限移譲に伴う国への制度改正要望等

現行制度上、事務・権限移譲や共同処理などが困難なものについて、具体的な事例や制度改正の内容を整理し、国に要望を行う。

5 地方創生の推進

(1) 地方創生に向けた市町の支援

市町総合戦略に基づく施策の推進に向け、県と市町との連携・調整を図るとともに、情報提供や助言、各種相談に応じるなど、地方創生に向けた市町の取組を支援する。

6 県と市町の連携強化

(1) 県と市町の連携強化

ア 市町との意見交換等

地域の課題等を踏まえた県政の推進に向け、「知事と市長・町長との会談」や「県・市町共同会議」の開催などを通じ、県と市町の連携の強化を図る。

【令和7年度実施予定】

区 分	主 催	出席者等	内 容 等
知事と市長・町長との会談	県	知事、各市町長	県・市町の施策連携等について市町長と意見交換
県・市町共同会議	県（市長会・町村会）	知事、関係市町長	個別テーマについて関係市町長と意見交換 (年2回開催)
行政懇談会	市長会・町村会	知事、全市町長	県予算・施策への提案・要望 (年1回開催)
市長・町長会議	県	知事、全市町長	県予算・施策の説明 (年1回開催)

イ 県・市町一体型プロジェクト

若年層の、広島への定着・回帰に向けた、新たなプロジェクトを創り出すための議論の枠組みを構築する。

地域力創造課

1 移住の促進

(1) 東京圏等から広島への移住促進

東京圏等から本県への移住・定住を推進するため、ウェブやチャットボット等のデジタル技術を最大限活用し、情報提供及び相談対応の強化を図ることで、移住を検討している層又は移住に関心がある層に対して「都市と自然の近接性」という地域特性を生かした広島らしいライフスタイルを提案し、その実現を後押しする。

ア 広島らしいライフスタイルの魅力発信

広島県の地域特性である「都市と自然の近接性」を生かしたライフスタイルの魅力等を、効果的に発信する。

イ 移住希望者と地域のマッチング

東京の相談窓口の運営やチャットボットによる移住熟度・興味関心に応じた移住行動の提案、仕事に関する情報提供などにより、移住希望者の具体的なニーズに応じたきめ細かなサポートを行うとともに、広島への移住を希望する人と県内各地域とのマッチングを図る。

ウ 移住者に対する受け皿づくり

移住支援金や農林水産業も含めた地域活性化に資する幅広い事業等を対象とした起業支援金を交付するとともに、市町や関係団体等と連携して、地域における移住相談対応や情報発信の取組を促進するなど、移住の受け皿づくりを行う。

2 地域における「つながり力」の強化と人材の育成・ネットワークづくり

(1) 中山間地域の人材の育成・交流促進に向けた取組

中山間地域の将来を担うリーダーを発掘、育成するとともに、その活動が、将来にわたって主体的かつ継続的に展開されるよう、活動の支援やつながりづくりの後押しを通じて、多様な主体が連携、協働して支え合える地域づくりを進める。

ア 新たな人材の育成・機運醸成

中山間地域の将来を担うリーダーの発掘、育成等に向けて、地域づくりのノウハウを学ぶ「ひろしま《ひと・夢》未来塾」を開講（第11期）するとともに、里山資源を生かした取組の好事例の表彰を行う「ひろしま里山グッドアワード」により、幅広い活動実践に向けた機運醸成を図る。

イ チーム500を活用した活動の活性化

中山間地域の活動実践者のプラットフォーム「ひろしま里山・チーム500」を運営し、地域づくり活動情報の発信や、地域づくり実践者間の交流促進を図るとともに、地域内外の人材をつなげるワークショップの開催、ウェブサイトの再構築を行い、地域づくり実践活動の活性化を図る。

また、新たな活動支援のための環境整備として、産学官で構成する「さとやま未来円卓会議」による活動実践者への助言や、自立的な活動実践に向けたクラウドファンディング活用支援等を行う。

ウ つながりづくり活動支援

地域外とのつながりづくりを目的に、地域づくり活動実践者が住民自治組織等と連携して行う取組について、補助金による支援を行う。

また、関係人口創出に向けて、中山間地域と都市部等のつながりづくりを行う市町の新たな取組や既存事業の拡充について、補助金による支援を行う。

公共交通政策課

交通対策の推進

(1) 持続可能な地域公共交通の実現

今後の持続可能な地域公共交通の維持・確保に向けて、地域公共交通政策のマスタープランである「広島県地域公共交通ビジョン」に掲げる次の基本的な考え方にに基づき、施策を展開する。

市町をまたぐ広域ネットワークの維持・確保に向けて主体的な役割を果たし、新たな交通サービスの導入・普及と地域の実情に応じた交通再編が進むよう、交通人材の育成・強化、持続性を高める設備投資、交通データ基盤の整備といった取組を推進し、交通GXや災害対応については、その仕組みや体制を整え、関係者がそれぞれの役割を果たすために必要なマネジメントを行う。

また、各地域における公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、地域類型別に目指す姿と課題、対応する施策のメニューを提示し、それを基に市町や交通事業者と議論を行いながら協調して取り組むとともに、地域ごとに最適化された交通ネットワークの構築に向け、必要な支援を行う。

こうした施策の展開に当たっては、新たに様々な交通データを取得・分析するための調査事業を行うとともに、その結果等を踏まえた既存制度の見直しや、新たな交通サービスに向けた実証事業などを、PDCAサイクルを回しながらアジャイルに実施することにより、中長期的な地域公共交通の持続可能性を高める。

(2) 鉄道輸送対策の推進

ア JR線輸送対策の推進

芸備線（備後庄原駅～備中神代駅間）の交通手段の再構築に関する方針の作成に必要な協議を行うために設置された「芸備線再構築協議会」において、芸備線沿線地域のまちづくり、観光振興の観点も含めた議論を行い、より利便性・持続可能性の高い最適な地域公共交通の実現に向けて取り組む。

また、県内各地域の交流と連携を促進し、各都市圏の拠点性の向上を図るため、基幹的交通機関として重要な役割を担うJR線について、輸送需要に応じた列車の増便、地域に密着したダイヤ編成等をJRに働きかけ、輸送力の増強等の輸送サービスの向上を図る。

さらに、ローカル線の活性化を図るため、沿線協議会や市町が行う利用促進策や輸送改善等に関する調査・検討等に対し、必要な支援や助言を行う。

イ 井原鉄道の振興

備後地域と岡山県西南圏域を結ぶ広域的な交通機関である第3セクター井原鉄道(株)が将来にわたって健全な経営を維持し、地域の振興に寄与することができるよう、関係自治体とともに支援を行う。

(3) 生活交通確保対策の推進

ア 生活バス路線維持対策の推進

モータリゼーションの進展や人口減少、少子化等により、バス利用者が減少し、バス路線の廃止・減少が進んでいるため、関係市町等と連携して生活交通の確保に向けた取組を行う。

(ア) 生活路線の運営維持

国、県、市町の役割分担と連携により、広域的な生活バスネットワークを維持・確保するため、バス事業者に対して運行費等の補助を行うとともに、広島県地域公共交通協議会において、生活交通を確保するための基本的事項について協議・調整を行う。

また、市町が主体的に取り組んでいる生活交通の路線再編調査や運行形態転換を支援するため、市町運行路線の維持、再編調査、運行形態転換に係る経費への支援を行うとともに必要な指導・助言を行う。

【補助制度の概要】

区分	事業名	補助対象者	補助対象	補助率
広域幹線路線の維持・確保	地域間幹線系統確保維持費補助	バス事業者	複数市町村（平成13年3月31日現在）を運行し、輸送量15人～150人／日等の要件を満たす広域的・幹線的な事業者バス路線に対する運行経費補助 運行経費補助対象路線を運行する車両経費補助	国：1／2 県：1／2
	広域生活交道路線確保維持費補助	バス事業者	複数市町村（平成13年3月31日現在）を運行し、輸送量5人～150人／日等（※）の要件を満たす広域的・幹線的な事業者バス路線に対する運行経費補助 ※ 全過疎地域の輸送量要件2.5人～150人／日	県：1／2 市町：1／2
	事業者路線再編調査支援	市町	乗合バス事業者路線の地域交通体系再編調査に係る費用	県：1／2 （上限：1,000千円）
	路線再編調査結果を踏まえた運行形態転換支援	市町	各市町が行う運行形態転換のための経費	県：1／2 （上限：2,000千円）
地域運行	生活交通運行支援	市町	市町等運行路線 当該市町の全補助対象路線の総年間走行キロ×単価（※）×補助率 ※デマンド150円、マイモビリティ100円、その他50円	全過疎市町：1／3 一部過疎市町：1／4 非過疎市町：1／6

イ 航路対策の推進

離島航路については、離島地域における唯一の交通手段であり、離島の住民生活に不可欠であるため、広島県離島航路補助金交付要綱に基づき、当該離島航路事業を営む市町又は航路事業者に補助金を交付している市町に対して支援を行い、航路の維持を図る。

【離島航路補助の概要】

補助対象者	離島航路が所在する市町
補助対象航路	離島振興対策実施地域に連絡する唯一航路
補助対象額	実績収支差見込額から国庫補助額及び経営改善等カット額を控除した額
補助率	1／2

生活航路については、離島の暮らしの維持や架橋で結ばれた地域の経済活動の維持に不可欠な、県として支援すべき航路に対し、適正な運航経費に基づいた欠損額の一部を補助し、航路の維持を図る。また、生活航路の実態調査や実証実験に対する支援を行う。

【生活航路補助の概要】

補助対象者	補助対象航路が所在する市町
補助対象航路	県として支援すべき航路 Ⅰ 「離島の暮らしの維持」に不可欠な航路 Ⅱ 「架橋で結ばれた地域の経済活動の維持」に不可欠な時間短縮効果に優れた航路
補助対象額	適正な運航経費に基づいた欠損額
補助率	1／2

(4) 広島型Ma a Sの推進

中山間地域等の地域公共交通や広域ネットワークの利便性と持続可能性の向上を図るため、交通事業者・利用者・受益者（商業施設等）が主体的に連携し、デジタル技術を活用しながら、交通と生活サービスをひとつのサービスとして提供する「広島型Ma a S」を県内全域に展開する。

都市圏魅力づくり推進課

1 都市圏活性化の推進

内外の多様な人材や企業を惹き付けることができる魅力と活力ある地域環境の創出に向け、都市圏の活性化施策を推進する。

(1) 広島市及び福山市と連携した取組の推進

広島都市圏及び備後圏域において、内外の多様な人材を惹きつける魅力と活力ある地域環境の創出に向け、各圏域の中心である広島市及び福山市と連携した取組を推進する。

(2) 多様な人材の集積を促進する環境の創出

創造的に活動する多様な人材の集積を促進する環境を創出する。

2 県と広島市、福山市の連携の強化

県と広島市、福山市がそれぞれ実施している行政サービスについて、広島市、福山市と連携方策等の調査・検討を行い、県民・市民が利便性の向上を実感できる効率的な行政サービスの提供に向けた取組を推進する。

中山間地域振興課

1 活性化の原動力となる「人づくり」

(1) 持続可能な地域運営の仕組みづくり

ア 集落対策推進事業

急速な人口減少と高齢化が進む中山間地域において、住民が安心して暮らしすることができるための集落対策を、住民、住民自治組織、行政等の関係者が一体となって推進する。

【事業の概要】

区 分	内 容
事業内容	○中間支援人材の派遣・育成等 ・地域住民の話し合い、計画づくりや生活サービス確保に向けた取組について伴走支援する中間支援人材の派遣等 ・地域住民をサポートし、合意形成に導いていく中間支援人材の育成を図るための研修の実施 ・市町と連携して実施する集落対策の取組について、評価・助言を行う外部有識者による体制の整備 ○市町等の取組に対する支援 ・地域の将来を見据えた課題解決に向けて、市町や住民自治組織が行う取組に対する支援 事業実施主体：市町 補助率：1/2以内（上限：10,000千円） 事業実施主体：住民自治組織 補助率：市町の補助額の1/2以内（上限：500千円）

2 生活の糧を得るための「仕事づくり」

(1) 新たな事業展開に向けたチャレンジ支援

ア チャレンジ・里山ワーク拡大事業

中山間地域の遊休施設等を活用して、企業のサテライトオフィスや専門人材を確保しようとする市町を支援し、中山間地域における新しいワークスタイルの定着と企業誘致を促進する。

【事業の概要】

区 分	内 容
広報展開 専門人材の確保 市町伴走支援	○広島県の里山で働く新しいワークスタイル等の効果的な情報発信等を通じた、サテライトオフィスの設置に関心の高い企業等の掘り起こし ○企業の求める人材を確保し、地方進出時の人材獲得を支援 ○市町の誘致活動に係る伴走支援 (地元企業の課題把握、視察ツアー運営、事後フォロー等)
市町の誘致活動に対する支援	○市町が行う誘致・受入体制の強化等に対する支援 ・誘致活動にかかる経費の支援（経費の1/2、上限：1,500千円） ・企業の現地受入等に要する経費の支援（経費の1/2、上限：1,000千円） ・進出検討企業等の定着支援（経費の1/2、上記予算の範囲内）

(2) 中小企業の成長支援

ア 中山間地域外部人材活用支援事業

中山間地域において、人材不足などの課題を抱える中小企業が、外部人材を活用して、自社の経営課題に継続的に取り組んでいくための意識啓発を図り、市町と連携して外部人材の活用促進を図る。

【事業の概要】

区 分	内 容
外部人材活用に向けての普及啓発	○ 外部人材の効果的な活用に向けた地域経済団体や市町と連携した意識啓発 ・ 外部人材活用セミナーの実施 ・ 活用促進に向けた情報発信等 ・ 参加企業に対する個別のフォローアップ
活用促進支援	○ 外部人材の活用促進に向けた活用モデルの創設 (対象分野) 人材育成、マーケティング・情報発信、商品開発、コスト削減、デジタル化 (対象経費) 外部人材活用経費（委託料・手数料等） (補助額等) 市町による中小企業への支援額の1/2（上限10万円/件）

3 安心な暮らしを支える「生活環境づくり」

(1) デジタル技術を活用した暮らしの向上

ア デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業

中山間地域が抱える生活に身近な課題について、デジタル技術を活用して解決するための新しいサービスを導入しようとする市町のモデル的な取組を支援する。

【事業の概要】

区 分	内 容
事業内容	・ デジタル技術を活用したサービスを通じて中山間地域における身近な生活課題の解決を図る市町に対し、課題分析や成果測定指標の設定等に係る伴走支援 ・ デジタル技術を活用したサービスの実装化に取り組む市町に対し、実装化に係る経費の一部を補助（市町が負担する事業費の1/2）

4 県の策定計画の推進

(1) 中山間地域振興計画の推進

令和3年1月に策定した「第Ⅱ期 広島県中山間地域振興計画」を、県民、市町、県が密接に連携し、推進するとともに、現計画が令和7年度末に終期を迎えることから、総合的な取組を更に進めていくため、次期中山間地域振興計画を策定する。

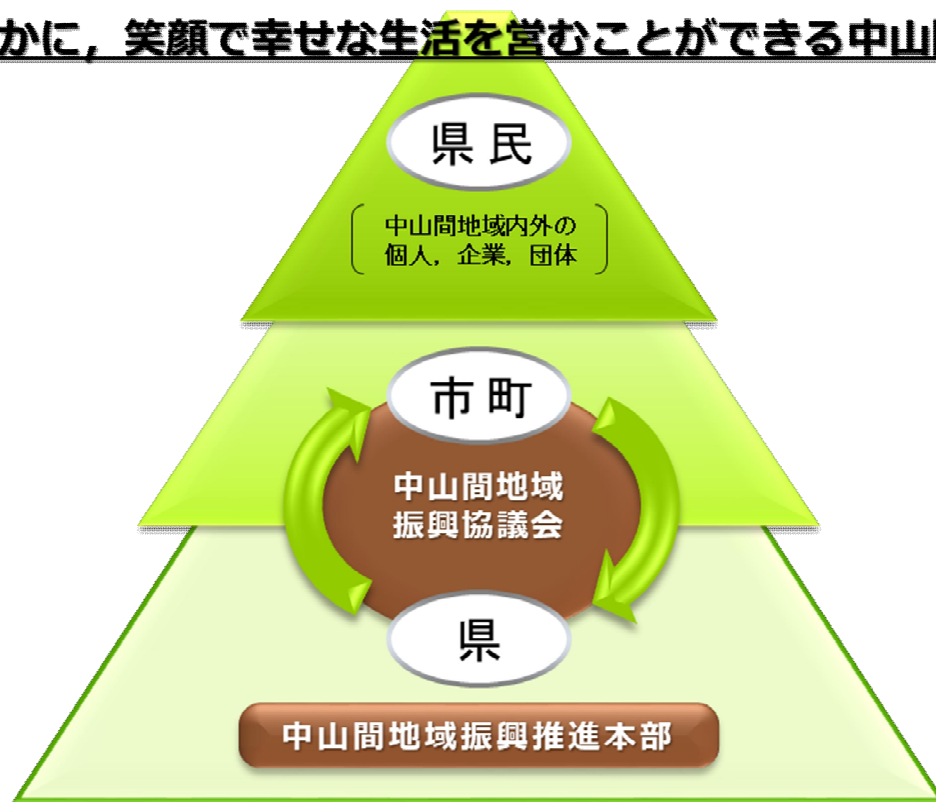
【中山間地域の概要】

区 分	市町数	面積 (km ²)	人口 (万人)	人口密度 (人/km ²)
全 県	23	8,479	280.0	330
うち中山間地域	19	6,219	38.4	62
構 成 比	82.6%	73.3%	13.7%	—

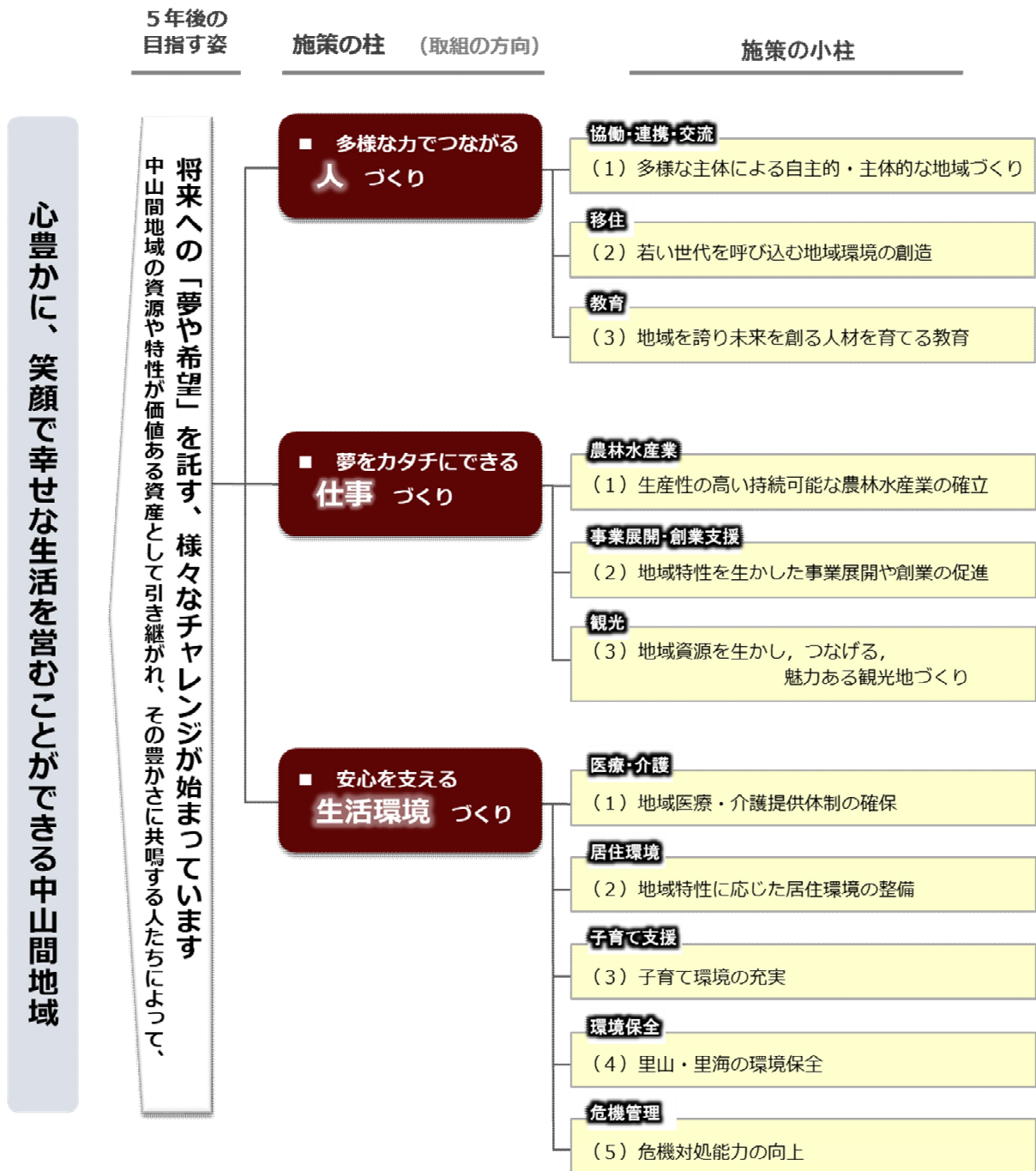
(注) 人口は令和2年国勢調査による。

【推進体制】

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの資産が、
守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、
**地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、
心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域**



【施策の全体像】



(2) 過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展県計画の推進

過疎地域持続的発展方針及び過疎地域持続的発展県計画に基づき、ソフト施策などの支援制度を活用し、地域の実情に応じた創意工夫による総合的かつ計画的な施策を推進する。

【過疎地域の概要】

区 分	市町数	面積 (km ²)	人口 (万人)	人口密度 (人/km ²)
全 県	23	8,479	280.0	330
過 疎 地 域	14	5,486	33.2	60
過疎地域の占める割合	60.9%	64.7%	12.0%	—

(注) 人口は令和2年国勢調査による。

【県及び市町の過疎地域持続的発展計画の概要】

計画期間	令和3年度～令和7年度 (特定市町：令和3年度～令和8年間)
施策の体系	○移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ○産業の振興 ○地域における情報化 ○交通施設の整備、交通手段の確保の促進 ○生活環境の整備 ○子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ○医療の確保 ○教育の振興 ○集落の整備 ○地域文化の振興等 ○再生可能エネルギーの利用の推進 ○その他地域の持続的発展に関し必要な事項 ○過疎地域市町相互の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助 (県計画のみ)
計画策定市町 (16市町)	【全域過疎市町及び一部過疎市町】 呉市 (旧音戸町・倉橋町・下蒲刈町・蒲刈町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町の区域) 三原市 (旧大和町・久井町の区域) 尾道市 (旧因島市・瀬戸田町・御調町・向島町の区域) 府中市 (全域指定)、三次市 (全域指定)、庄原市 (全域指定) 廿日市市 (旧佐伯町・吉和村・宮島町の区域)、安芸高田市 (全域指定) 江田島市 (全域指定) 安芸太田町 (全域指定)、北広島町 (全域指定)、大崎上島町 (全域指定) 世羅町 (全域指定)、神石高原町 (全域指定) 【特定市町 (卒業団体)】 福山市 (旧内海町の区域)、東広島市 (旧福富町・豊栄町・河内町の区域)

(3) 離島・半島地域の振興対策の推進

ア 離島地域の振興対策の推進

離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ることなどを目的に、広島県離島振興計画に基づき、離島地域の振興対策を推進する。

【離島地域の概要】

指 定 地 域 数	7地域（6市1町）
法指定離島のうち有人離島数	13島（県内島しょ数138）
面 積	65.17 km ² （全県比率 0.8%）
人 口	9,398 人（全県比率 0.3%）

（注）人口は令和2年国勢調査、面積は令和5年国土地理院調べ等による。

【広島県離島振興計画の概要】

計画期間	令和5年度～令和14年度							
基本目標等	○ 目指すべき姿 「瀬戸内」の里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、<u>地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる持続可能な地域</u> ○ 基本目標 中山間地域振興計画における「関係人口の活用・拡大」や「観光」に関連した指標として、次の施策指標を離島振興計画の基本目標として設定 <table><tr><th>区 分</th><th>目標値（R14）</th></tr><tr><td>「ひろしま里山・チーム500」の登録人数（離島地域分）</td><td>60人以上</td></tr><tr><td>年間観光客数（入込）</td><td>163千人以上</td></tr></table>		区 分	目標値（R14）	「ひろしま里山・チーム500」の登録人数（離島地域分）	60人以上	年間観光客数（入込）	163千人以上
区 分	目標値（R14）							
「ひろしま里山・チーム500」の登録人数（離島地域分）	60人以上							
年間観光客数（入込）	163千人以上							
分野別施策項目	1 交通及び通信施設の整備 ①交通施設 ②通信施設 2 産業の振興及び就業の促進 ①産業の構造 ②水産業 ③農林業 ④その他の産業 3 生活環境の整備 ①水道・汚水処理・廃棄物処理等 ②住環境の整備等 4 医療の確保 5 介護及び福祉サービス等の充実 ①高齢者の保健・福祉等 ②障害者（児）の保健・医療・福祉等 6 教育及び文化の振興 ①教育の振興 ②多様な文化の振興 7 観光振興及び交流の促進 ①観光振興 ②移住・定住・地域間交流の促進 8 自然環境の保全及び再生可能エネルギーの促進 9 国土保全施設の整備その他防災対策 ①国土保全 ②消防防災 10 人材の育成・確保							

イ 半島地域の振興対策の推進

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上などを目的に、江能倉橋島地域半島振興計画に基づき、半島地域の振興対策を推進する。

【半島地域の概要】

指 定 地 域	江能倉橋島地域（江田島市全域及び呉市の一部（旧音戸町、旧倉橋町）） （全国23地域）
指 定	昭和61年3月指定
面 積	170.72km ² （全県比率 2.0%）
人 口	37,222人（全県比率 1.3%）

（注）人口は令和2年国勢調査、面積は令和5年国土地理院調べによる。

【広島県半島振興計画の概要】

計画期間	平成27年度～令和6年度
基本目標	「中枢・拠点都市との近接性を生かした定住・交流機能の強化」
重点施策	○ 交通通信施設の整備 ○ 産業の振興 ○ 観光の開発 ○ 就業の促進 ○ 医療の確保等 ○ 高齢者福祉・児童福祉の増進 ○ 生活環境の整備 ○ 地域間交流の促進 ○ 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 ○ 環境の保全

スポーツ推進課

1 誰もがスポーツを楽しむことができる社会の実現

(1) ライフステージに応じた運動・スポーツ習慣の定着と健康の増進

幼児期における運動遊びの充実やスポーツ実施率の低い働く世代、子育て世代に運動習慣化に向けたプログラムを提供することにより、誰もが日常的にスポーツに親しむ機会の創出に取り組む。

(2) スポーツが身近にある環境の創出

スポーツアクティベーションひろしまと広島のスポート資源である様々なスポーツチームが連携し、広島横断型スポーツ応援プロジェクト「Team WISH」の展開やイベントの開催など、県民の関心を高める取組を推進する。

(3) パラスポーツを通じた活力ある共生社会の実現

障害の有無等を問わず、誰もが参画できるパラスポーツの認知を高め、スポーツに触れる場や機会を地域に広く展開することを通じて、多様性が尊重される共生社会の実現を目指す。

(4) アーバンスポーツの推進

アーバンスポーツの大会誘致に取り組むとともに、選手の発掘・育成・強化や指導者の人材育成、競技の普及促進に向けて、中央競技団体（NF）と連携・協力した取組を進める。

(5) スポーツをする場の充実

県民スポーツ活動の拠点である県立総合体育館及び県総合グラウンドの機能維持・充実を図る。

2 スポーツを通じた地域・経済の活性化

(1) スポーツ資源を活用した地域活性化

スポーツを通じた地域・経済の活性化を図るため、スポーツアクティベーションひろしまによる県内市町の「わがまち♡スポーツ」における戦略立案や事業実施、効果検証などの支援に取り組む。

(2) スポーツを通じた交流・施策の推進

メキシコ合衆国の選手団の事前合宿を契機としたスポーツ交流を支援する。また、トップスポーツチームと連携した取組を推進する。

3 競技力の向上

(1) 子供たちがスポーツで夢や希望に挑戦できる環境の創出

スポーツを通じて子供たちが夢や希望に挑戦でき、自身の適性や志向にあったスポーツの楽しみ方を発見、選択し、自身の目標に挑戦できている状態を目指すため、小中高の各段階での取組をつなぎ、子供たち一人一人の資質や志向に応じた挑戦への支援に取り組む。

(2) 県ゆかりの選手の活躍支援

本県トップアスリートの世界大会・全国大会での活躍を期すため、国民スポーツ大会等に出場する成年・ジュニア選手の競技力強化を図るとともに、ジュニア選手の発掘育成を支援する。

国際課

1 国際社会で活躍できる広島県づくりの推進

(1) 国際社会で活躍できる担い手づくり

ア ひろしまジュニア国際フォーラムの開催

国内外から高校生が参加して、国際平和についての討議や交流等を行い、平和のメッセージを世界に発信するとともに、国際的な相互理解を深め、次代の人材育成と国際平和拠点性向上を図る。

イ 外国青年招致事業（JETプログラム）

地域の国際化を促進するため、国際交流員3名（英語圏1名、韓国1名、メキシコ1名）を国際課及び（公財）ひろしま国際センターへ配置する。

ウ （公財）ひろしま国際センターへの支援

本県の民間レベルの国際交流活動推進の中心的組織である（公財）ひろしま国際センターを支援し、地域レベルの国際化を促進する。

(2) 海外人材の活躍環境づくり

ア 多文化共生の社会づくりの推進

ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町や国等の関係機関との連携を図るとともに、外国人相談窓口の運営、地域日本語教室の拡充、情報提供の充実など、外国人（ウクライナ避難民等を含む。）が、孤立することなく県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境を整える。

【協議会の概要】

設置	平成18年9月
構成	県、県内23市町、県警、広島商工会議所、（特活）ビザサポートセンター、（公財）ひろしま国際センター、外国人技能実習機構 広島事務所 〔顧問：法務局、出入国在留管理局、労働局〕

【事業の概要】

区 分	内 容
外国人との共生推進事業	・外国人が地域と繋がりを持ちながら、生活に必要な情報を共有できる仕組みづくりを市町と連携して実施 ・外国人の情報共有の場として重要な役割を担っている外国人コミュニティの活性化を支援
異文化理解促進プログラム	小・中学校、高校を対象とした異文化体験講座等を実施
外国人専門相談窓口の運営	在留資格や労働問題などに関する多言語専門相談窓口の運営
地域日本語教室の拡充	地域日本語教室の拡充に向けた取組を市町と連携して実施
外国人への情報提供の充実	県ポータルサイト（Live in Hiroshima）から、生活関連情報、地域行事、イベント情報等を多言語でSNS等により発信
外国人生活環境調査	外国人に対する生活環境面の取組の効果や課題等を把握するための調査を実施

イ 広島県留学生生活躍支援センター事業

県内の大学、経済・国際交流団体、行政機関等で構成する「広島県留学生生活躍支援センター」に参画し、広島留学の魅力発信や留学生の県内企業への就職支援を推進する。

【事業の概要】

区 分	内 容
就職支援の充実	就職活動コンサルタントによる個別指導、留学生企業説明会等の開催
センター実施事業等に係る負担金支出事業	ウェブサイトの運営、進学説明会、インターンシップ、就職セミナー、企業留学生交流会等の開催

ウ 留学生支援の推進

(公財) ひろしま国際センターを通じて、奨学金の支給や文化施設等の優待事業など、留学生に対する幅広い支援を行う。

(3) 国際交流、広域拠点機能の強化

本県の中核拠点性向上等のため、中国、ブラジル総領事館の誘致を推進するとともに、韓国総領事館など国際関係機関の活動を支援する。

2 広島県の魅力・特色の積極的発信や更なる向上

(1) 国際交流ネットワークの充実

ア (公財) ひろしま国際センターへの支援 (再掲)

本県の民間レベルの国際交流活動推進の中心的組織である(公財) ひろしま国際センターを支援し、地域レベルの国際化を推進する。

イ 中国四川省との友好交流事業

友好提携を締結している中国四川省との様々な分野の交流を促進する。

また、広島県日中親善協会など民間を主体とした交流の促進を図る。

ウ メキシコ合衆国グアナファト州との友好交流事業

友好提携を締結しているメキシコ合衆国グアナファト州との様々な分野の交流を促進する。

エ 韓国との交流促進事業

駐広島韓国総領事館や広島県日韓親善協会等の関係機関と連携して、韓国との交流を促進する。

オ 在外広島県人会交流事業

本県の重要な海外ネットワークである在外広島県人会の活動を支援し、在外ネットワークの維持・強化を図る。

カ 在外県人会後継者育成支援事業

在外広島県人会の子弟を対象に、交流事業を通じて広島への理解を促進することにより、県人会の次世代の担い手を育成する。

3 国際人材育成の推進

(1) 県立広島国際協力センターの運営

開発途上国の人づくりに貢献するとともに、県民の国際化や草の根レベルの国際協力活動の支援等を行うための総合的な国際人材育成拠点として、県立広島国際協力センターを運営する。

※ 平成18年度から（公財）ひろしま国際センターが指定管理者として施設を管理・運営。

【県立広島国際協力センターの活動の概要】

区 分	内 容
国際人材の養成	日本語高等研修、海外日本語教師養成研修、海外大学日本語・日本文化体験プログラム 青少年等日本文化体験研修、海外自治体・大学等国際化研修、企業等国際化研修等
県民の国際化	地域交流事業、情報センター・図書室による国際協力情報の収集・提供、草の根国際協力活動支援等
国際協力の推進	国際協力機構受託研修等

4 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：渉外知事会）

米軍関係施設等が所在する15の都道府県相互間の連絡調整を密接にして、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要請等を行う。

5 旅券発給に関する事務

海外渡航に必要な旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付等を行う。

※ 平成19年6月4日から旅券の申請受付、交付等の事務を市町へ移譲

（三次市については平成18年4月1日から移譲）

※ 令和元年12月2日から旅券申請の窓口を拡大

（住所地市町でのみ申請可能 ⇒ 県内全ての市町の中から申請者が自由に選択可能）

※ マイナンバーカードを利用した旅券電子申請の開始

- ・ 令和5年3月27日から、切替申請を対象に運用開始
- ・ 令和7年3月24日から、新規申請を対象に運用開始

【旅券に関する申請受理及び交付実績】

（単位：件、％）

区 分	申 請		交 付	
		対前年比		対前年比
令和 6 年	66,457	118.1	66,015	120.5
令和 5 年	56,692	311.7	55,849	329.3
令和 4 年	18,189	226.6	16,962	213.0
令和 3 年	8,027	37.4	7,965	33.7
令和 2 年	21,470	26.6	23,669	29.4
令和 元 年	80,761	105.2	80,593	106.0

※ 暦年で集計。

平和推進プロジェクト・チーム

国際平和の実現に向けた拠点づくり

1 国際平和拠点ひろしま構想の推進

国際平和拠点ひろしま構想に基づき、広島市を始めとする多様な主体との連携などにより、核兵器廃絶のプロセスや復興・平和構築を推進する。

(1) 核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成

ア 政策づくり事業

- (ア) 世界的な平和研究機関等と連携し、核抑止に替わる新たな安全保障政策づくりを推進する。
(ひろしまラウンドテーブル開催、海外研究機関と連携した政策提言プロジェクト、海外研究機関との共同研究、ひろしまレポート作成)
- (イ) 研究活動強化と研究成果のアウトリーチ活動を行う。(核分野若手研究者による対面集中合宿の誘致、研究成果発表イベント)

イ 多国間枠組み形成事業

- (ア) 国連等と連携し、次期国連目標に核兵器廃絶が位置づけられるように、政府間レベルで交渉を行う主体（フレンズ会合）を立ち上げ、新たな安全保障政策等をベースにした多国間枠組みの形成を図る。（フレンズ会合設置準備、NPT運用検討会議での働きかけ、国際平和のための対話イベント等）
- (イ) 国際会議の機会や本国訪問を通じた国連や政府関係者への積極的な働きかけを行う。（国際会議誘致事業、国際平和のためのユース対話イベント等）

(2) 平和の取組への賛同者拡大と世界への働きかけ

ア 国際社会等へのアウトリーチ事業

核兵器の問題を持続可能性の観点から捉え直し、多様な分野で活動する団体との連携を図り、市民社会の側から国際社会への働きかけを行う。（グローバル・アライアンス「持続可能な平和と繁栄をすべての人に」を通じたキャンペーン・政策提言活動、TPNW締約国会議等の国際会議での働きかけ等）

(3) 広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築

ア 人材育成強化事業

核兵器廃絶と国際平和の実現のため、グローバルに活躍し、平和貢献できる人材を育成する。
(被爆80年人材育成事業、グローバル未来塾inひろしま、ICANアカデミー等)

イ ひろしま復興・平和構築研究事業 《県・広島市連携事業》

広島の復興の歴史や発展の軌跡等を集積・発信し、平和のための人材育成に活用する。

ウ ひろしま研究・教育機関連携強化事業 《県・広島市連携事業》

在広の大学、研究機関等を構成員とする「ひろしま平和研究・教育機関ネットワーク」を活用し、

会員間の積極的な情報交換を行うとともに、更なる連携強化に向けた具体的な方策について検討を進める。

(4) 持続可能な平和推進メカニズムの構築

ア プラットフォーム構築事業

多様な主体の参画を促すプラットフォームの構築を図るとともに、平和資源の集積機能等を備えた体制を整備する。（2025ひろしま国際平和&ビジネスフォーラム開催、WEBサイトを通じた賛同者拡大、へいわ創造機構ひろしまの運営・法人化等）

イ 拠点構想推進事業

- (ア) 国際平和拠点ひろしま構想推進のため、構想推進委員会の開催等を行う。
- (イ) へいわ創造機構ひろしまの基盤強化のため法人化を実施する。

2 ユニタール広島事務所の活動支援

平成15年7月に開設したユニタール広島事務所の活動を支援することにより、広島が有する世界的な知名度やノウハウを活用し、人材育成を通じた国際社会への平和貢献を推進する。

<事務所の概要>

名 称	ユニタール広島事務所
開設時期	平成15年7月15日
設置場所	ニッセイ平和公園ビル内
事業計画	年間10本程度のプログラム等を実施

<支援内容>

区 分	内 容
活動支援	広島事務所の活動支援のため、年間約76万ドルをユニタール本部へ拠出する。
事務所維持支援	広島事務所の維持支援のため、オフィススペースや備品等を提供する。また、広島事務所が実施するプログラムについて、公開行事の運営や広報など、必要な支援を行う。

選挙管理委員会

選挙の適切な管理・執行等

1 選挙事務の管理・執行

公職選挙法に基づき、県知事、県議会議員、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する事務の管理・執行を行う。

(1) 第27回参議院議員通常選挙の執行

区 分	概 要
任 期 満 了 日	令和7年7月28日
選 挙 期 日	通常選挙は任期満了の30日前に行うが、通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から23日以内にかかる場合、参議院閉会の日から24日以後30日以内に行う。
公 示 日	選挙期日の少なくとも17日前
議 員 定 数	広島県選挙区4人（3年ごとに半数改選）
選挙人名簿登録者数	2, 267, 344人（令和7年3月3日現在）

(2) 広島県知事選挙の執行

区 分	概 要
任 期 満 了 日	令和7年11月28日
選 挙 期 日	任期満了による選挙は、任期が終わる日の前30日以内に行う。
告 示 日	選挙期日の少なくとも17日前
選挙人名簿登録者数	2, 267, 344人（令和7年3月3日現在）

2 明るい選挙の推進

広島県明るい選挙推進協議会と連携・協力し、投票総参加と明るい選挙の実現のための各種事業を行う。

【明るい選挙の推進の概要】

区 分	内 容
資料提供・広報事業	啓発資料等の作成・配布
関係団体委託事業	広島県明るい選挙推進協議会委託事業 ● 特別指導者研修会 ● 実践委員研究会 ● 市区町話し合い活動指導事業 ● 白ばらグループ研究会 ● 明るい選挙推進出前講座事業 ● 主権者教育連結事業 ● 明るい選挙推進月間事業 ● 女性政治研修会 ● 指導者養成事業
提 携 事 業	明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施

3 政治資金関係事務

政治資金規正法に基づき、政治団体の諸届、政治資金収支報告書の受理・公表等を行う。

【政治資金収支報告書の概要】

区 分		団 体 数		提出団体数		提出率 (%)	
		令和5年分	令和4年分	令和5年分	令和4年分	令和5年分	令和4年分
県選管 届出団体	政 党 (支 部)	175	178	175	174	100.0	97.8
	その他の政治団体	970	937	909	871	93.7	93.0
	計	1,145	1,115	1,084	1,045	94.7	93.7
総務大臣届出団体		59	63	57	62	96.6	98.4

(注) 1 団体数は、それぞれの年の12月末現在のものである。

2 提出団体数は、それぞれの翌年の9月30日までに提出のあったものである。

【政治資金収支報告の概要】

区 分	収 入 総 額 (百万円)		支 出 総 額 (百万円)	
	令和5年分	令和4年分	令和5年分	令和4年分
政 党 (支 部)	1,253	1,394	1,262	1,246
その他の政治団体	847	814	860	757
計	2,101	2,208	2,122	2,003

(注) 1 収入総額は前年繰越額を除いたものである。

2 百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

4 政党助成関係事務

政党助成法に基づき、支部政党交付金の支給のあった政党の支部の使途等報告書の受理を行う。

【支部政党交付金に係る使途等報告の概要】

区 分	交付支部数（件）		交付金額（百万円）	
	令和5年分	令和4年分	令和5年分	令和4年分
自 由 民 主 党	10	11	127	171
立 憲 民 主 党	5	5	48	51
公 明 党	0	0	0	0
国 民 民 主 党	1	1	7	15
日 本 維 新 の 会	4	3	28	23
社 会 民 主 党	2	2	5	5
計	22	22	214	265

- (注) 1 日本共産党は政党交付金の交付申請手続きを行っていない。
 2 百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。